

## ～平成29年度税制改正①～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要①(法人税、所得税、土地住宅税制)について記載する。当該税制改正概要に関しては、事業法人に係る部分とその構成員である役職員等の個人に係る部分を記載するものとする。

### (ポイント)

- ・平成29年度税制改正項目を法人税、所得税、土地住宅税制の項目ごとに概要記載  
(次回:相続税、その他税制)

### 1. 平成29年度税制改正の主な項目と概要

#### (法人税関係)

項目	内容	適用時期等
研究開発税制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究費の総額に係る税額控除制度につき、税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ8~10%)が、一定の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(10%が上限)とする制度に改組。2年間の時限措置で税額控除率の上限(現行10%)が14%に引き上げ</li> <li>① 試験研究費の増加額に係る税額控除は廃止される一方、その他の制度の適用期限の延長や税額控除率の引き上げ等</li> </ul>	①平成31年3月31日までに開始する事業年度まで延長
所得拡大促進税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等以外の法人につき、適用要件の賃上率が2%以上、税額控除額は現行の控除額から給与等増加額 × 2%上乗せ</li> <li>・中小企業者等の適用要件はそのまま。さらに賃上率が2%以上の場合の税額控除額は現行の控除額に前期からの給与等増加額 × 12%上乗せ</li> </ul>	大綱に適用時期明記されず
法人税申告書の提出期限の延長の特例の見直し	会計監査人設置法人が、定款等の定めで期末後3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合、決算日から6ヶ月を超えない範囲内で確定申告書の提出期限の延長が認められる	大綱に適用時期明記されず
役員給与制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等後の金額が同額の定期給与が追加</li> <li>事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができる</li> </ul>	平成29年4月1日以後に支給または交付に係る決議(その決議がない場合は、その支給または交付)をする給与について適用
組織再編税制の見直し	特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフの円滑な実施を可能とするため、会社分割や現物分配の課税関係の見直し等	大綱に適用時期明記されず
一定規模の企業の中小企業向け特例の適用除外	法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、過去3事業年度の所得金額の平均が年15億円を超える事業年度の適用が停止	平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用
地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書提出法人が、一定の事業施設等を新設等した場合に特別償却または税額控除が選択適用できる制度を創設	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の改正法の施行日から平成31年3月31日までの新設等について適用
中小企業向け設備投資促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)は、「中小企業経営強化税制」として改組、全ての器具備品及び建物附属設備が対象</li> <li>現行の中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除について見直しの上、適用期限が2年延長</li> </ul>	平成31年3月31日まで延長
中小企業者等に係る軽減税率の延長	中小企業者等に対する軽減税率(課税所得年800万円以下の額に対し、15%(本則19%))の適用期限が2年延長	平成31年3月31日まで延長

(裏面に続く)



# ～平成29年度税制改正①～

## (所得税関係:個人)

項目	内 容	適用時期等
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者控除が納税者本人の合計所得金額に応じ、38万円、26万円、13万円の3段階となる</li> <li>合計所得金額が1,000万円(給与収入のみの場合、同収入が1,220万円)を超えると、配偶者控除が受けられなくなる</li> <li>配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が85万円(給与収入のみの場合、収入150万円)までは上記の配偶者控除と同額の控除</li> <li>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が123万円以下(給与収入のみの場合、現行141万円から201.6万円)に拡大</li> </ul>	平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の住民税から適用
積立NISA制度の創設	年間投資上限額40万円、非課税期間20年の積立NISA制度創設(現行NISAと選択)	平成30年から平成49年までの開設した口座にて適用

## (土地住宅税制:個人等)

項目	内 容	適用時期等
居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直し	高さが60mを超える一定の建築物の固定資産税について、高層階は増税、低層階は減税となる見直し(不動産取得税も同様の改正あり)。	平成30年度から新たに課税されることとなる一定の居住用超高層建築物について適用
増改築等に係る所得税額の特別控除の拡充	所得税額が控除できる増改築等の工事に、一定の耐久性向上改修工事が追加	増改築等した居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用
特定資産の買換特例の一部見直しと延長	特定の資産の買換えの場合の課税の特例について、一定の見直しの上、その適用期限が平成32年3月31日まで延長	平成32年3月31日まで延長
土地の売買による登録免許税等の軽減措置の延長	① 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が2年延長 ② 住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅用家屋の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置が3年延長	① 平成31年3月31日まで延長 ② 平成32年3月31日まで延長

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

## コラム:実務家のひとこと

### (平成29年3月期以降の決算)

これから3月決算を迎える事業法人も多いと思うが、平成29年3月期以降に適用される税制の理解や確認が必要だ。重要な改正項目も多く、事前の準備・検討を要する。主な項目は、①法人税率、法人住民税率、地方法人税率、法人事業税率、地方法人特別税率等の税率適用時期の確認。②繰越欠損金の控除制限割合の確認。③建物附属設備及び構築物の償却方法が平成28年4月1日以降取得したものから定額法のみとされており、その資本的支出の償却の取扱いなどの確認が必要である。また、この取扱いは会計方針の変更や固定資産の減価償却方法の注記などにも影響する。④地方税関係でも外形標準課税に係る負担軽減措置拡充による税率や法人住民税均等割及び外形標準課税の資本割の改正状況の確認。⑤租税特別措置法の要件や適用の確認などがある。なるべく、決算前の早いうちに検討や調整をしておくことをお勧めする。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

